

平成30年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年7月10日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第7回農業委員会を招集した。

開会前に、平成29年7月九州北部豪雨より1年を向え、1分間の黙とうを捧げた。

2. 出席委員は35名

1番 小林 敏生	20番 羽野 勝己
2番 松尾 彰	21番 伊藤 猛
3番 田中 諭	22番 田子森 博美
4番 山崎 信	23番 櫻木 キクエ
5番 後藤 干城	24番 原田 俊昭
6番 櫻木 和雄	25番 石井 隆壽
7番 井上 良夫	26番 西川 幸男
8番 窪山 茂隆	27番 穴見 義夫
9番 田中 眞知子	28番 宮本 保孝
10番 釜堀 豊	29番 井手 峯勝
11番 徳永 辰雄	30番 大隈 弘子
12番 高着 土良	31番 森 洋
13番 矢野 忠徳	32番 和佐野 光晴
14番 古川 ますみ	33番 徳田 清則 (欠席)
15番 田中 学	34番 日吉 慶一
16番 鶴川 昌洋	35番 小嶋 嘉則
17番 大山 源次 (欠席)	36番 才田 正晴
18番 樋口 博幸	37番 森部 賢一
19番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の移転）について
- ・議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第5号 空き家に付属した農地の指定について
- ・議案第6号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について
- ・議案第7号 朝倉市農地利用最適化推進委員の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森部 賢一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石橋 一良

係長 中村 敬一郎

事務吏員 松尾康年

事務吏員 河辺義弘

事務吏員 寺岡滝治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係長 金子 明
農業振興課 主任主査 内田 光徳

(開会 13:30)

8. 議 事

- 議長 ただ今より、平成30年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日、17番大山委員、33番徳田委員より欠席の届出の連絡があつて、
ただ今の出席委員は35名であります。よつて委員定数の過半数に達しておりますので、会
議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に18番樋口委員、21番伊藤
委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま
す。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 1頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。5頁まで計23件ございます。以上、
報告いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から31番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願ひします。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務
局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 5頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
次に、8頁、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたしま
す。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 8頁をお願ひします。議案朗読をもつて説明。10頁まで9件ございます。ご審議
方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。4番山崎委員。
- 4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。譲渡人は、高齢のため規模縮小で譲受人と
の間で売買にて話がついての申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしま
せん。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。29番井手委員。
29番 (井手委員) 譲渡し人は市外の方で耕作不便により譲受人との間で話がまとまり贈与での申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。32番和佐野委員。
32番 (和佐野委員) 審議番号3番について説明します。譲渡人の離農により譲受人との間で売買にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。32番和佐野委員。
32番 (和佐野委員) 審議番号4番について説明します。譲渡人の離農により譲受人との間で売買にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番井上委員。
7番 (井上委員) 審議番号5番について説明します。理由は、後継者がいないための規模縮小により譲受人と売買にて話がまとまりましたので申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) 審議番号6番について説明します。申請については、耕作不便により譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号7番について説明します。譲渡し人の離農によるもので譲受人と話がまとまり売買での申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号8番について説明します。所有者の離農により譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。

14番 (古川委員) 審議番号9番について説明します。譲受人の要望により譲渡人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

それでは、議案第3号の審議に入ります前にビデオにて現地の説明を行います。

(ビデオ終了後)

次に、11頁、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 11頁をお願いします。議案朗読をもって説明。17頁まで17件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。

- 4 番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。小石原川ダム建設事業に伴う田中河原井堰改築工事のための一時転用(仮設道路・露天資材置場)です農用地区域内・外、農用地区域内農地、第1種農地、農用地区域内にある農地に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。28番宮本委員。
- 28番 (宮本委員) 審議番号2番について説明します。需要拡大に対応するため、新たに縫製工場を建築するものです。下水は農業集落排水の下水へ接続します。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。
- 12番 (高着委員) 審議番号3番について説明します。事業拡大により、現在の事務所が手狭となった、新たに事務所を建築するものです。雨水は既設の側溝へ、雑排水は公共下水にて処理します。農用地区域外、第2種農地、〇〇駅から1km以内に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
- 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。
- 12番 (高着委員) 審議番号4番について説明します。申請人は〇〇を営んでおられますが、公共事業により駐車場が無くなるため、来客用駐車場が不足するので、隣接地を駐車場として整備するものです。農用地区域外、第2種農地、〇〇駅から500m以内に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
- 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。
- 27番 (穴見委員) 申請目的は、住宅への転用。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水にて処理します。農用地区域外、第3種農地、駅

から 300m 以内の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願
い
します。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号 5 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号 5 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 5 番は承認といたします。

次に、審議番号 6 番について、担当委員の説明を求めます。5 番後藤委員。

5 番 (後藤委員) 審議番号 6 番について説明します。転用の目的、長屋住宅、アパート経営による家賃収入を得るため、長屋住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第 2 種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願
い
します。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号 6 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号 6 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 6 番は承認といたします。次に審議番号 7 番について、担当委員
の説明を求めます。5 番後藤委員。

5 番 (後藤委員) 審議番号 7 番について説明します。住宅への転用。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。進入路として 64 m² 計画されてあります。生活排水については、公共下水にて処理します。都市計画用途区域内、第 3 種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願
い
します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 7 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 7 番について、承認することに賛成の方の挙手を求め
ま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 7 番は承認といたします。

次に審議番号 8 番について、担当委員の説明を求めます。5 番後藤委員。

5 番 (後藤委員) 審議番号 8 番について説明します。住宅への転用。現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水にて処理します。都市計画用途区域内、第 3 種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願
い
します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 8 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 8 番について、承認することに賛成の方の挙手を求め
ま
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は承認といたします。

次に審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。5 番後藤委員。

5 番 (後藤委員) 審議番号 9 番について説明します。目的は露天資材置場、事業拡大により、現在地が手狭となったため、新たに資材置場を整備するものです。都市計画用途区域内、第 3 種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願
い
します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

- 議長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
- 8番 次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
- (窪山委員) 審議番号10番について説明します。転用の目的、集合住宅、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水道にて処理します。都市計画用途区域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。
- 8番 次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
- (窪山委員) 審議番号11番について説明します。転用の目的、長屋住宅、アパート経営による家賃収入を得るため、長屋住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。
- 18番 次に審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
- (樋口委員) 審議番号12番について説明します。目的は露天資材置場、現在地から移転し、事業を行うため資材置場を整備するものです。農用地区域外、第1種農地、集落接続農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認といたします。
- 13番 次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。
- (矢野委員) 審議番号13番について説明します。転用の目的、一時転用(仮設道路・露天資材置場)、隣接地の河川災害復旧工事するため、工事の期間中、仮設現場事務所と資材置場として借用するものです。農用地区域内、農用地区域内にある農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。

- 議長 賛成多数と認め、審議番号13番は承認といたします。
次に審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。
- 25番 (石井委員) 審議番号14番について説明します。目的は店舗（コンビニエンスストア）交通量が増え、立地場所も良いため店舗を出店するものです。雑排水は公共下水にて処理します。農用地区域外、第1種農地、10ha以上の農地、休憩所に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号14番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号14番は承認といたします。
次に審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。
- 11番 (徳永委員) 審議番号15番について説明します。目的は露天資材置場、豪雨災害後、隣接する雑種地で重機リース業を始めたが、重機の置き場が不足しているため拡張するものです。農用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号15番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号15番は承認といたします。
次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
- 34番 (日吉委員) 審議番号16番について説明します。転用の目的、自己用住宅、自宅が7/5豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第3種農地、市役所から300m以内の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号16番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号16番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号16番は承認といたします。
次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
- 14番 (古川委員) 審議番号17番について説明します。転用の目的、農家用住宅、自宅が7/5豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号17番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号17番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号17番は承認といたします。
それでは、ここで10分間休憩いたします。

休憩（15時00分から15時10分）

議 長

それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

18頁、議案第4号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局

（寺岡）18頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

7番井上委員。

7 番

（井上委員）ありません。

議 長

10番釜掘委員。

10番

（釜掘委員）ありません。

議 長

22番田子森委員。

22番

（田子森委員）ありません。

議 長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

（寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

18番樋口委員。

18番

（樋口委員）ありません。

議 長

19番橋本委員。

19番

（橋本委員）ありません。

議 長

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

（寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

18番樋口委員。

18番

（樋口委員）ありません。

議 長

19番橋本委員。

19番

（橋本委員）ありません。

議 長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
25番石井委員。

25番
議 長 (石井委員) ありません。
26番西川委員。

26番
議 長 (西川委員) ありません。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に19頁、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
9番田中委員。

9番
議 長 (田中委員) ありません。
26番西川委員。

26番
議 長 (西川委員) ありません。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、事務局
の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
11番徳永委員。

11番
議 長 (徳永委員) ありません。
16番鶴川委員。

16番
議 長 (鶴川委員) ありません。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
11番徳永委員。

11番
議 長 (徳永委員) ありません。
16番鶴川委員。

16番
議 長 (鶴川委員) ありません。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) ありません。
議 長 16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) ありません。
議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号9番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) ありません。
議 長 16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) ありません。
議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号10番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) ありません。
議 長 16番鶴川委員。

16番 (鶴川委員) ありません。
議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。
次に、審議番号11番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号11番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11番徳永委員。

11番
議 長 (徳永委員) ありません。

16番
議 長 16番鶴川委員。

16番
議 長 (鶴川委員) ありません。

全委員
議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

議 長 異議なし。

全委員
議 長 異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。

次に、審議番号12番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号12番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11番徳永委員。

11番
議 長 (徳永委員) ありません。

16番
議 長 16番鶴川委員。

16番
議 長 (鶴川委員) ありません。

全委員
議 長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

議 長 異議なし。

全委員
議 長 異議がないようですので、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認といたします。

21頁をお願いします。議案第5号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (河辺) 議案朗読をもって説明。現地の状況につきましては、ビデオにてご覧いただいたとおりです。遊休地化している状況です。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。議案第5号については、空き家に付属した農地の指定についてでございます。質問や意見はありませんか。

全委員
議 長 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に22頁、議案第6号「朝倉市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (河辺) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、農業振興課の説明を求めます。

担当課 (金子係長) 農用地利用計画変更について用途区分の変更3件、編入1件、除外5件について審議番号順に説明。

議 長 事務局及び担当課からの説明は終わりました。議案第6号について、一括にて質問や意見はありませんか。

全委員
議 長 異議なし。

議 長 異議がないようですので、議案第6号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第6号は説明のとおり意見を付すことといたします。

次に25頁、議案第7号「朝倉市農地利用最適化推進委員の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

議長 事務局の説明は終わりました。
朝倉市農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、次の26頁に19名の名簿を添付しております。また、利害関係のある事案の場合、農業委員会等に関する法律 第31条第1項に基づき、除外することとなりますので、審議につきましては一括ではなく、番号ごとの採決となります。

それでは、審議番号1番について質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

議長 次に、審議番号2番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

議長 次に、審議番号3番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

議長 次に、審議番号4番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

議長 次に、審議番号5番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

議長 次に、審議番号6番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

議長 次に、審議番号7番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

議長 次に、審議番号8番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

議長 次に、審議番号9番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。

議長 次に、審議番号10番ですが、29番 井手 委員が関係いたしますので審議が終わるまで井手 委員には、退室をお願いいたします。

◎ (29番委員、退室後)

議長 それでは、審議番号10番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。

審議が終わりましたので、29番 井手 委員の入室をお願いします。

◎ (29番委員 着席後)

議長 次に、審議番号11番について質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号12番ですが、19番 橋本 委員が関係いたしますので審議が終わるまで橋本 委員には、退室をお願いいたします。
- ◎ (19番委員、退室後)
- 議長 それでは、審議番号12番について質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。
- 審議が終わりましたので、19番 橋本 委員の入室をお願いします。
- ◎ (19番委員 着席後)
- 議長 次に、審議番号13番について質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号13番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号14番について質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号14番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号14番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号15番について質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号15番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号15番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号16番について質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号16番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号16番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号17番について質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号17番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号17番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号18番について質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号18番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号18番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号19番について質問や意見はありませんか。
- 議長 なければ、審議番号19番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号19番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:06)